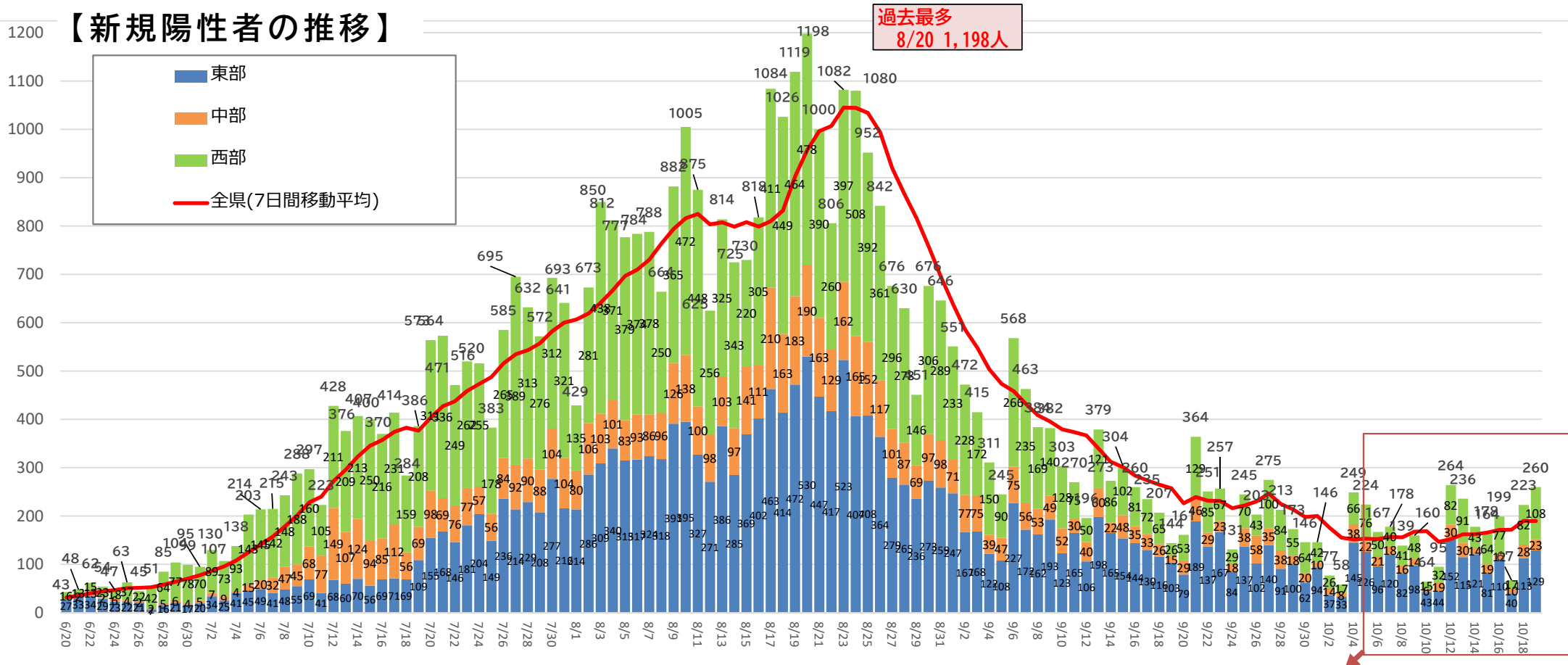


鳥取県新型コロナウイルスワクチン接種体制協議会（第18回）  
鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第300回）  
合同会議

- 日時：令和4年10月19日（水）午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 議題：
  - （1）県内の感染状況について
  - （2）ワクチン接種の推進について
  - （3）その他

# 新規陽性者数の推移

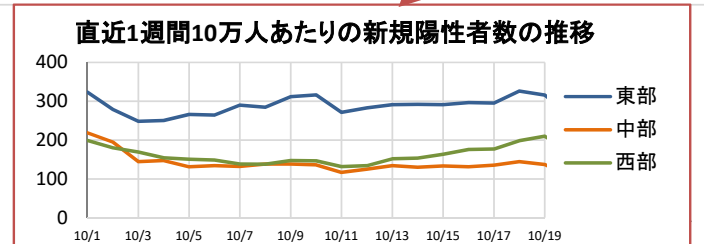
【新規陽性者の推移】



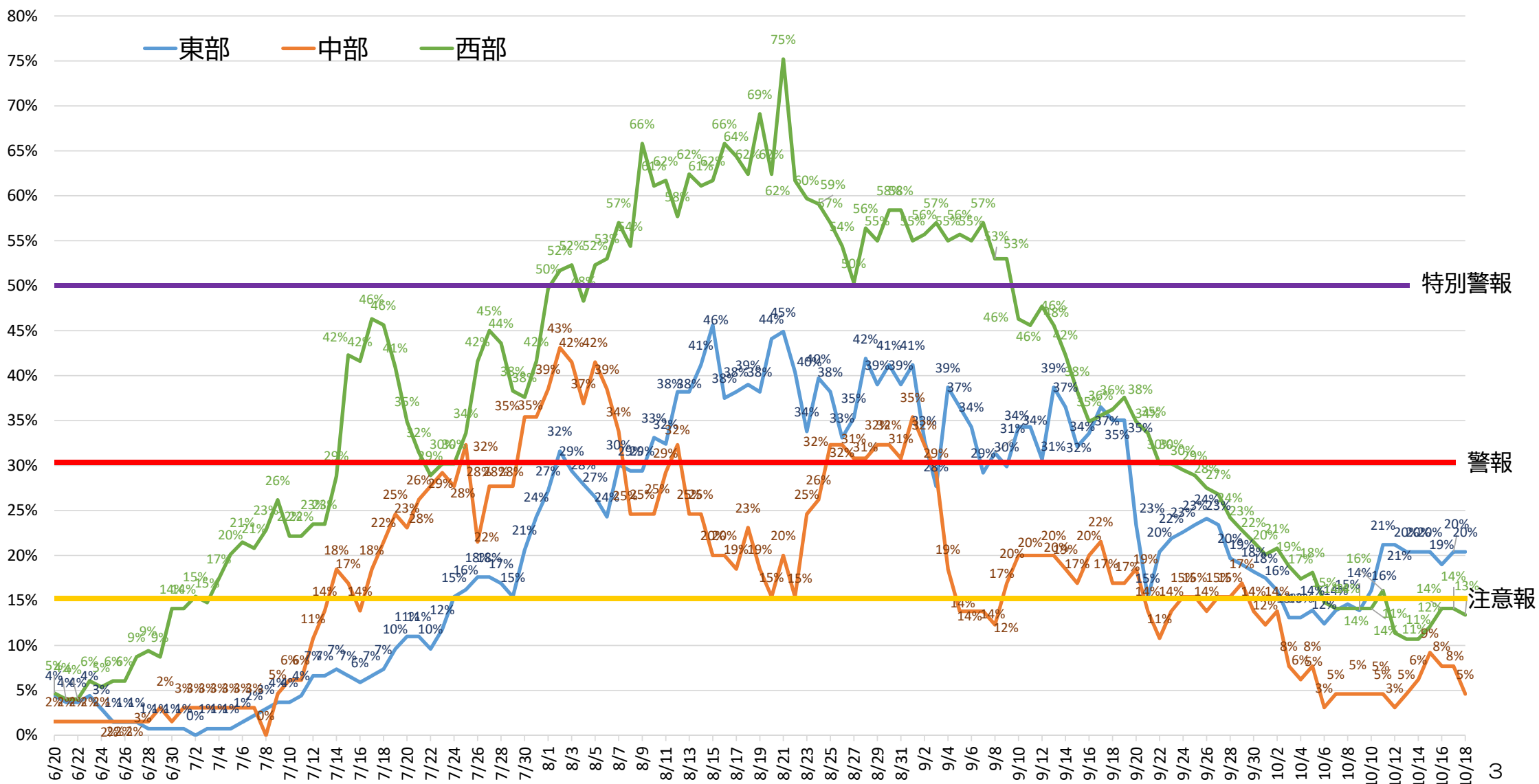
6/20~10/19 地区ごとの累計発表陽性者数

地区	東部	中部	西部	全県計
累計陽性者数	20,716	7,521	21,975	50,212

直近1週間10万人あたりの新規陽性者数の推移



# 病床使用率の推移



# 世界の感染状況

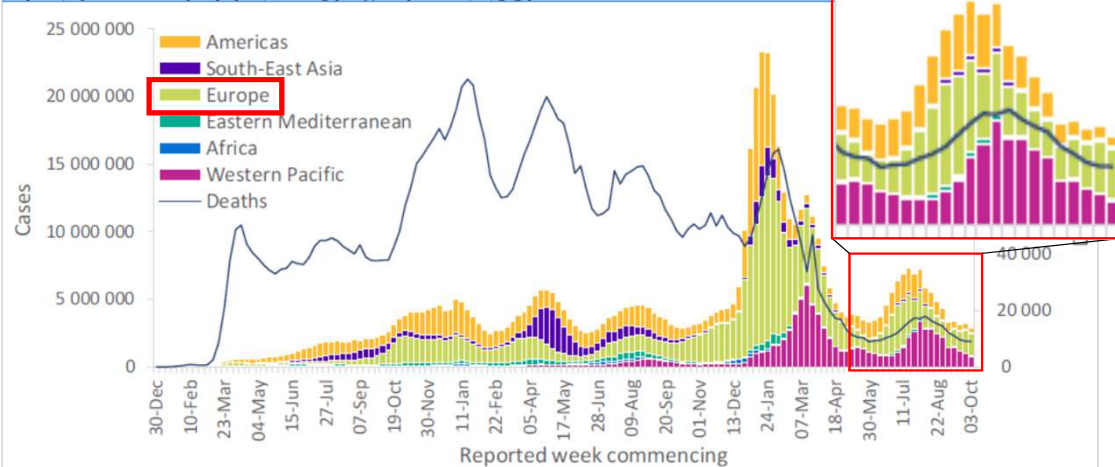
## ○世界の感染者数は全体的には減少傾向。欧州では増加傾向が見られる

・ドイツ、フランス、イタリア、シンガポール等で増加。【新規感染者数(3週間前比)】ドイツ:約2倍、フランス:約1.5倍に増加

## ○99%以上がオミクロン株(直近30日間の報告検体)

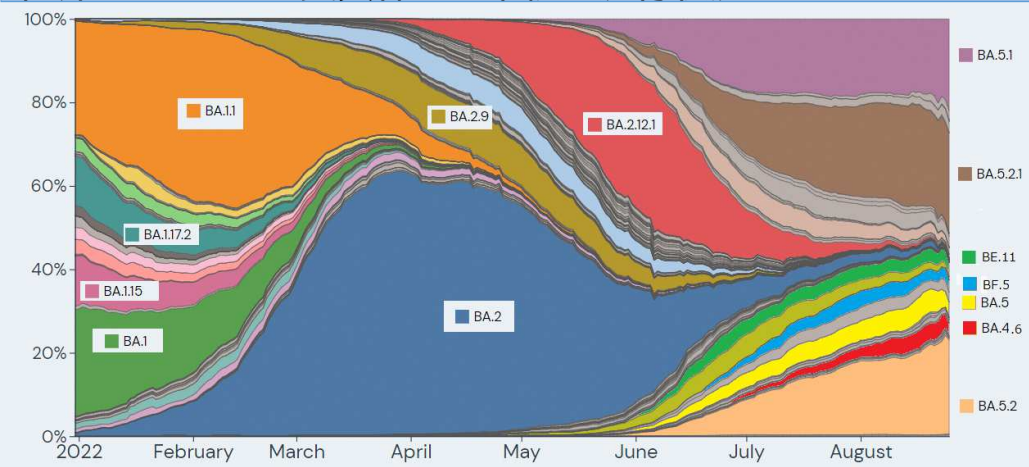
- ・BA.5系統(76.2%)が最も優勢。次いでBA.4系統(7.0%)、BA.2系統(3.9%) (直近1週間の報告検体)
- ・BA.5.2系統はドイツ、イタリア、韓国など、BA.5.2.1系統はアメリカ、台湾、オーストリアなどで主流
- ・「BA.2.75」(本年6月以降インドを中心に報告)、「BA.4.6」(米国、英国を中心に報告)など様々なオミクロン亜系統が報告。現時点で感染性や重症度等に関する明らかな知見は得られていない
- ・国内ではBA.5系統が98%を占め、BA.5.2系統が40%と最も多く検出(9/19-9/25)
- ・県内ではBA.5.2.1系統、BA.5.2系統、BF.5系統の順に多く検出(9月)

世界の感染者数の推移(地域別)



(出典)WHOホームページ

世界のオミクロン変異株と亜系統の流行状況



(出典)東京都健康安全研究センターホームページ

# 最近のクラスター発生状況

- ・高齢者施設でのクラスターが多発するとともに、医療機関での大規模クラスターも発生
- ・秋の行事や部活動に関連する学校・保育所等でのクラスターも発生
  - 場面や施設に応じて、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
  - 感染が生じた施設でのゾーニング等の拡大防止対策徹底もお願いします。（ガウン着脱等で拡大も）

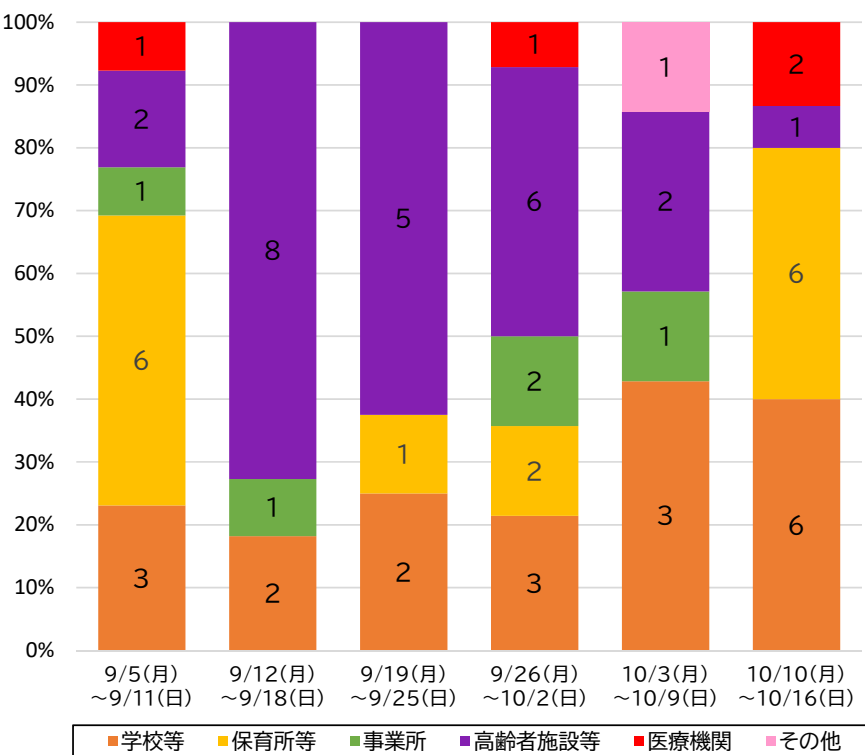
## 【感染防止対策が不十分であったと認められる内容】

### ■ 学校・保育所

- 体調不良を自覚しながら登園・登校・行事・部活動への参加
  - 児童・生徒及び保護者への協力依頼。特に行事・部活動
- 空気の流れを意識した換気・マスク非着用時の対応が不徹底
  - こまめな換気の徹底、運動中などマスクを非着用時は会話をしない、昼食時黙食の徹底

### ■ 医療機関・社会福祉施設

- 職員または入院時検査から陽転が疑われる事案
  - 医療機関内で陽性が判明した場合に積極的な検査実施による早期発見
- 職員のN95マスク、防護具の着脱方法に不備
  - 個々の職員の行う感染防止対策の定期的な研修、教育の実施
- 換気が不十分かつ密な状況
  - 時間差利用で密回避、サーキュレーター等による換気を実施
- 接触箇所（ベッド柵、テーブル等）が適切に消毒できていない
  - アルコールを十分に浸したペーパータオルで一方向に向けて拭く



# 今冬のインフルエンザの流行について

## ○今冬はインフルエンザの流行が懸念されます

- ・国内では2020年2月以降、患者報告数が急速に減少。  
過去2シーズン(2020-2021、2021-2022シーズン)は流行は見られず。
- ・南半球のオーストラリア等では、2021年は流行がなかったものの、2022年は例年より早い6月をピークにインフルエンザが流行。流行の主体はA型(香港型:H3N2)。

➡ **今冬の国内流行が懸念され、新型コロナウイルスとの同時流行のおそれ**

## ○予防のためのワクチン接種をご検討ください

- ・供給量:約3,521万本(成人で1回接種の場合、約7,042万回分) ※過去最大の供給量
- ・インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同時接種が可能(接種間隔に関する規定なし)

➡ **ワクチンは一定の発病予防や重症化予防効果が期待されます**  
**お早めに接種をお願いします**

※市町村によって助成を行っているところもあります。詳しくはお住いの市町村予防接種担当課へお問い合わせください。



# 鳥取県新型コロナ・インフルエンザ同時流行対策基本方針

## ステージⅠ — 同時流行が比較的抑えられている状態をできるだけ保つ

➔鳥取県は診療・検査医療機関が約93%であり、これを活かして県民の命と健康を守る

### ● 県民・医療機関との情報共有(東中西部)

<新型コロナ> 感染拡大注意情報・警戒情報、新型コロナ注意報・警報・特別警報  
<インフルエンザ> インフルエンザ流行情報、インフルエンザ注意報・警報(全県)

➔ <同時流行> **新型コロナ・インフルエンザ  
同時流行警報**

### ● 新型コロナ・インフルエンザ感染抑制 ⇒ 感染の波を低く or 遅く or 同時にしない

- ・ 基本的な感染対策徹底の呼び掛け (場面に応じた適切なマスク着用、手洗い・消毒、エアロゾルを意識した換気、3密(密接・密集・密閉)回避 など)
- ・ 早期外来受診の呼び掛け ・ 年末年始等の診療・検査体制の確保
- ・ 疫学調査によるクラスターの拡大防止、早期封じ込め

### ● ワクチン接種 ※インフルエンザを含む接種の必要性について、各種メディアで広く県民に周知

- ・ 同時接種体制がとれるよう医療機関に協力を要請 ・ 同時接種可能な県営接種会場を開設予定
- ・ 県、市町村はコロナワクチン単独接種の体制も強化

## ステージⅡ — 同時流行による医療負担が高まっている状態

### ● 病床確保レベルアップ ➔ 新型コロナ即応病床の拡大

### ● 外来診療レベルアップ ➔ 診療時間の延長、夜間休日診療体制の強化等を検討

### ● 行政検査(PCR検査)の活用 ➔ 発熱者等に対し、行政検査(PCR検査)をゆるやかに拡大

## ステージⅢ — 同時流行が深刻化し医療負担が顕著となった状態

### ● 国の想定手法への切り替え [ 小児(小学生以下)・妊婦・基礎疾患がある方・高齢者(65歳以上) ⇒ 速やかに医療機関を受診 それ以外の方 ⇒ 検査キットで自己検査 ]

### ● 行政検査(PCR検査)の更なる拡大運用(県) ● 検査キット配布による自己検査の実施(各地区指定場所での配布を想定)(県) 7

# 無料検査(PCR検査等)の延長

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内101ヶ所の無料検査所において検査実施中です。  
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。  
※東部:41ヶ所、中部:25ヶ所、西部:35ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載  
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査を**11月30日まで延長**しますので、ご活用ください。

## 感染拡大傾向時の一般検査事業

⇒鳥取県民を対象とした無料検査

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



## ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

⇒県外者を対象とした無料検査  
当面、本県の独自施策として実施  
※他の都道府県は全て令和4年8月末で終了

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する支援制度を是非ご活用ください。



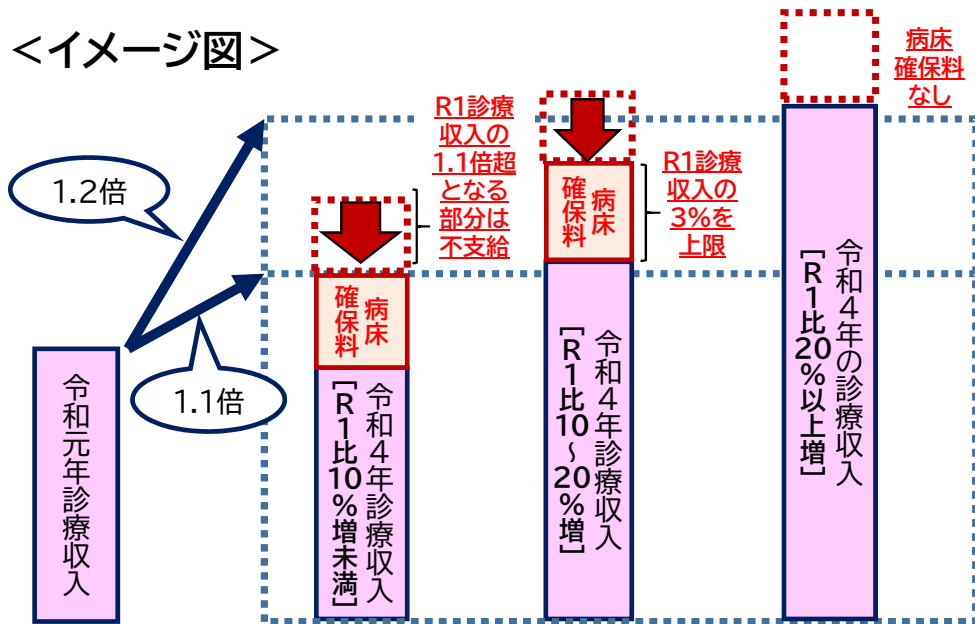
# 病床確保料の上限設定への対応

## 【国による病床確保制度見直し概要】

即応病床使用率が50%未満、かつ、令和4年の収入額(診療収入+病床確保料)が令和元年(コロナ流行前)の診療収入の1.1倍を超える場合、10月以降の病床確保料を減額調整

- ◆ R4診療収入がR1診療収入の1.1倍未満 → 1.1倍を上限
- ◆ R4診療収入がR1診療収入の1.1~1.2倍 → 3%を上限
- ◆ R4診療収入がR1診療収入の1.2倍超 → 不支給

<イメージ図>



## 【問題点】

- 医療資源が限られ高齢化も進む地方では、患者急増に対応できるよう、必要な病床を病院と連携してなんとか確保しているのが実態。即応病床使用率50%を全国一律かつ全医療機関に対して適用するのは不適切。
- 来年3月頃にならないとR4収入額が確定しないため、病床確保要請時点で上限適用の有無が確認できない不合理な仕組み。
- 10月以降の取扱い変更が9月下旬に唐突に発表され、医療機関や自治体に混乱が広がっており、病床確保に支障も生じている。

## 【本県の対応】

医療提供体制に多大な影響を及ぼすため、全国知事会を通じて緊急要望を提出するとともに、厚生労働省説明会でも個別に課題提起し、弾力的な運用や経過措置の設定等を要請

# 業種別ガイドラインの見直し

感染防止対策と経済活動を両立する観点から、国から示された基準とこれまでの知見を踏まえ、各種ガイドラインを改訂中

イベント、飲食店、宿泊施設のガイドラインは、10/21までに改訂  
その他のガイドラインは、10月末までに順次改訂

## 変更する対策（国の基準に合わせて緩和）

ビュッフェでは、**手指の消毒**の徹底により、**トング等の共用**を可能  
(従来は専用トング又は手袋の着用)



レジカウンターのパーティションは、**マスク着用時は不要**



「**トイレの蓋を閉めて流す**」の表示は**不要**



## 県独自に追加する対策

**タッチパネル等の消毒**



- 会計用**のタッチパネルは、**使用時にも手指消毒**
- 注文用**のタッチパネルは、**お客様ごとに消毒**

客席のパーティションは、**空気の流れを阻害しない**よう設置



- ・給気口から排気口への空気の流れを意識
- ・パーティションは、空気の流れに平行に設置し、空気の通り道を確保

# 乳幼児のワクチン接種について

**国の動き** 10月13日 関係省令が公布 ⇒ 10月24日から予防接種法上の特例臨時接種として接種が可能

## <乳幼児接種の概要>

- ・接種対象 生後6カ月～4歳までの乳幼児 ※県内対象者:18,174人 (東部:7,133人 中部:3,196人 西部:7,845人)
- ・使用ワクチン ファイザー社製乳幼児用1価ワクチン(従来型)
- ・接種回数 3回(2回目は1回目接種から3週、3回目は8週の間隔をおく)
- ・配送予定 11/28の週までに、計31,900回分 (10/14時点)
- ・その他 接種勧奨、接種努力義務が適用される

10/24の週又は31の週:15,900回  
11/7の週又は14の週: 6,900回  
11/21の週又は28の週: 9,100回



## 県内接種体制

- ・ 筋肉量が少ない乳幼児のため、接種箇所が大腿部になる等、特別な配慮を要することから、小児医療機関での個別接種により実施する。
- ・ 麒麟のまち圏域(東部)や、中部1市4町の圏域内協力医療機関による接種等、圏域での広域接種体制により、希望する乳幼児が速やかに接種できるよう、市町村と医療機関が連携して整備する。

**○鳥取県独自で、小児医療機関への接種加算(1,000円/回)**

**○メディアの広報を展開し、乳幼児接種を促進**

# インフルエンザとの同時接種に係る対応について

今後、コロナ第8波とインフルエンザの同時流行が予測されることから、県内での感染拡大を予防するため、医療機関、市町村、県が連携して、インフルエンザとコロナワクチンのいずれの接種も進める。

## 方針

- 同時流行による医療機関負担軽減を図るため、コロナワクチンとインフルワクチンの両方の接種を推奨
- コロナワクチンを接種できる方は速やかに、インフルワクチンは流行をにらんで早めの接種を両方とも推奨
- 両方接種する際の県民の負担軽減を図るため、県・市町村・医療機関が連携して次の対応をとる
  - ・同時接種体制がとれる医療機関は、可能な限り同時接種体制をとるよう依頼(9/30 県医師会等に文書依頼済)
  - ・同時接種可能な県営会場を開設予定
  - ・県、市町村はコロナワクチン単独接種の体制を強化し、コロナワクチン接種をスムーズに実施することで、両方の接種を後押し
  - ・市町村は、可能な限り小児、高齢者のインフルワクチンの助成を行い、県は子育て応援市町村交付金で支援

# 高齢者や医療従事者等への2価ワクチン接種について

2価ワクチンの接種間隔短縮が、早ければ10月21日から開始されることとなり、主に影響を受けるのは、4回目接種の対象となった優先的に接種すべき60歳以上の高齢者や医療従事者等

※対象者 162,336人(うち60歳以上の高齢者131,732人、医療従事者30,604人)

## 方針

間隔短縮を活かし速やかに接種できるように、医療機関、市町村、県が連携・協力

### ○医療従事者

- ・病院 自院接種
- ・診療所 自院接種又は、市町村等の接種会場での接種
- ・その他 市町村等の接種会場での接種

### ○高齢者

- ・施設入所 協力医による自施設での接種  
(施設従事者も同時に)
- ・その他 市町村等の接種会場での接種



### 市町村

- ・自院、病院の接種希望のとりまとめとワクチン供給
- ・全ての対象者への早期接種券送付

### 医療機関

- ・自院での接種
- ・市町村会場、高齢者施設への接種協力

### 県

- ・ワクチンバス、医療スタッフの派遣
- ・早期接種の呼びかけ

# 2価ワクチン(BA.1、BA.4-5)の接種について

いずれのワクチンも従来型ワクチンを上回る効果が期待されることから、いずれか早く打てるワクチンで接種を！

## 接種可能な集団接種会場

### 県営接種会場

**トリニティモールと県保健事業団本部の2か所を新設**

**既存の会場を拡充**(イモール日吉津:土曜開催→木・金曜を追加、倉吉市市民センター:土曜開催→金曜を追加)

### 市町村接種会場

**開催回数:(9月)55回 ⇒ (10月)94回 ⇒ (11月)111回** ※11月は調整中の町もあり更に増の予定

市町村	会場名	10月			11月			市町村	会場名	10月			11月		
		平日	土日祝	計	平日	土日祝	計			平日	土日祝	計	平日	土日祝	計
鳥取市	鳥取市役所駅南庁舎		9	9		7	7	湯梨浜町	湯梨浜町中央公民館	1	1	2			0
	鳥取市役所本庁舎		8	8		5	5		活性化センターはまなす	1	2	3			0
	鳥取市鹿野保健センター			0		1	1		湯梨浜町役場		3	3	3	8	11
	鳥取市用瀬保健センター			0		1	1	琴浦町	琴浦町保健センター	4		4	2	3	5
	鳥取市青谷町総合支所			0		1	1		北栄町	大栄健康増進センター		6	6		4
米子市	ふれあいの里	4	10	14	3	9	12	北条農村環境改善センター			0		4	4	
	米子市役所淀江支所		4	4		8	8	日吉津村	ヴィステテひえづ	2	1	3	2	3	5
倉吉市	倉吉市役所第二庁舎			0		4	4	大山町	保健福祉センターなわ	2	2	4	7	3	10
境港市	済生会境港総合病院	4	5	9	4	4	8	南部町	西伯病院		6	6		4	4
岩美町	《開設予定なし》			0			0	伯耆町	伯耆町農村環境改善センター			0	1	4	5
若桜町	県のワクチンバス利用		2	2	調整中			日南町	日南病院		2	2	調整中		
智頭町	智頭病院			0		2	2	日野町	日野病院	2	3	5	調整中		
八頭町	郡家保健センター		2	2		3	3	江府町	江府町総合健康福祉センター	1	3	4	1	2	3
	三朝町	三朝町総合文化ホール	2	1	3	5	3	8	計			94			111
	三朝町社会福祉協議会		1	1			0								

※12歳以上の接種会場の数



# 学校におけるクラスター感染事例を踏まえた対策

- ・学校行事や部活動の大会などが盛んな時期ですが、学校行事・部活動やスポーツ大会等でクラスターが多発しています。
- ・最近のクラスター感染事例について対策チームから指導のあった以下の点に特に留意し、感染防止対策の一層の徹底を図りましょう。

## 最近のクラスター発生の主な要因

### ①体調不良時の対応が不徹底

- 体調不良を自覚しながら登校
- 体調不良の同居家族がいたにもかかわらず登校



### ②基本的感染対策が不十分

- 活動中・授業中以外でのマスク非着用時の対応の不徹底
- 教室内の換気が不十分



### ③更衣室等での感染対策が不十分

- 更衣室の利用ルールが守られていない
- 部室等における換気が不十分



## 感染防止に向けた対策

### ●児童、生徒及び保護者へのより強力な協力依頼

- 倦怠感、のどに違和感、微熱等がある場合は、絶対に登校を控えることの徹底 ※同居家族の場合も同様
- 部活顧問による活動前・活動中の健康観察の徹底

### ●基本的感染対策の徹底

- ミーティング中、休憩中は必ずマスク着用
- マスク非着用時は会話しない、黙食の徹底
- 大会時は他チームとの必要以上の接触を控える
- 冷暖房使用時も教室内のこまめな換気の徹底

### ●更衣室等の利用ルールを徹底

- 更衣室等では飲食をしない、会話をしない
- 更衣室等同時利用人数の徹底
- 一方向に空気の流れを作る換気の徹底

# 保育所・幼稚園等における感染対策

## ○ 遠足、発表会等の行事における感染対策

運動会練習が原因と思われるクラスター事案が複数確認されました。

遠足や発表会等の行事において密を避けるため、座席間隔の確保や参加者の健康管理、マスク着用や手指消毒など、改めて基本的な感染対策の徹底をお願いします。

## ○ 家庭内における園児の感染予防

季節性インフルエンザの同時流行も想定されますので、体調不良・風邪症状等の場合は登園を控え、医療機関を受診しましょう。

## ○ 職員の体調管理の徹底等

職員の健康管理を徹底し、少しの発熱、喉の違和感、倦怠感など、体調不良があった場合には出勤せず、早めに受診してください。無料PCR検査・検査補助金(11月末まで)も活用しましょう。

⇒施設は、職員が休みやすい環境づくり、体制づくりを行いましょう。

# 社会福祉施設の感染拡大抑制対策強化

社会福祉施設では、第7波の感染拡大期以降も引き続き陽性者が多数発生しています。ウイルスが活性化する季節を見据え、改めて感染対策の徹底をお願いします。

▶ 認知症や障がいのある方など、マスクの着用が難しい方にはN95マスクやゴーグル等を着用してケアを行うなど、感染防護を一段階強化して対応してください。

社会福祉施設関係者の陽性者数 (9/2~30) 職員287人利用者382人  
(10/1~16) 職員 68人利用者 76人



## 【第7波のクラスター施設で多く見られた事例】

- ・入浴、脱衣場の換気が不十分で、かつ密な状態
- ・窓を閉めきった車での送迎
- ・職員の休憩室の換気不足、会話、密に伴う感染

- ・パーテーションなし、狭い間隔での食事
- ・施設の換気扇が汚れていて機能していない
- ・高頻度接触箇所が適切に消毒できていない

- ゆとりある浴室運用、サーキュレーター等の使用
- 空気の通り道を作る換気、外気取込モードの活用
- 時間差利用で密集防止、不要なソファ等を片付けてスペースを確保、ドア開放等による換気の徹底
- 横1m以上の間隔を確保、対面配席を避ける
- 定期的な点検・清掃を実施
- アルコールを十分に浸したペーパータオルを使用

▶ これから寒くなりウイルスが活性化することを見据え、上記の事例や対策に係る注意喚起の通知を実施

◆ 県の福祉・医療施設感染対策センターによる支援等を積極的に活用してください。

- ・陽性者の把握、必要な検査キット、衛生物品等の配布
- ・クラスター施設における現地確認・助言の実施
- ・PCR検査等支援事業補助金の支援拡充を11月末まで延長します。

# 医療機関感染拡大抑制対策強化

- 認知症のある方等を受け入れている医療機関での**院内感染事例**が続いています。
- ウイルスが活性化する季節の到来を見据え、各医療機関におかれましては、**入院患者の特性等を踏まえた対策の徹底**をお願いします。

【認知症のある方等を受け入れている医療機関における傾向】

- ・マスク着用や院内での感染対策への協力や理解が得られにくい患者が多い。
- ・入院患者における病棟内での活動範囲が広い。

＜患者特性を踏まえた対策例＞

- ◆早い段階で病棟全体をレッドゾーンに設定。
- ◆職員側の対策を強化。(N95マスク・フルPPEの早期着用等)
- ◆陽性者のいる病棟とそれ以外の病棟に従事するスタッフの明確な分離。

＜ウイルス特性(※)に応じた対策例＞ (※)エアロゾル感染の懸念、家庭内感染の多発

- ◆院内で職員同士の接触を最小限とするための対策強化。(休憩室、更衣室等の利用方法等)
- ◆個々の職員における基本的な感染対策の定期的な確認、教育。
- ◆空気の流れの確認及びレッドゾーンからの空気がグリーンゾーンへ流れ込まないための工夫。
- ◆患者に対する入院時検査や体調不良時の検査、職員家族の体調不調時の検査等、積極的な検査による早期発見。  
→PCR検査等補助金(補助対象を職員家族も対象)の活用 ※11月末まで支援の拡充を延長。

医療機関関係者の陽性者数(9/2～30)職員96人、患者83人  
(10/1～17)職員50人、患者80人

※福祉・医療施設感染症センターへの報告件数

# 特措法第24条第9項による要請

新規陽性者数が下げ止まりの傾向が見られるなど予断を許さない状況であり、保育所、学校、福祉・医療施設や部活・スポーツ大会でのクラスターが確認されていることから、基本的な感染防止対策の徹底など、県民の皆様のご協力をお願いします。

■**区 域** 鳥取県全域

■**期 間** 令和4年10月15日(土)～11月30日(水)

- 距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- 寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- 大人数・大皿の取り分けを避け、黙食・マスク会食の徹底
- イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- 県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検
- 出かけた先でも混雑する場所や感染リスクの高い場所を回避
- 体調が悪ければ無理に登校・出勤せず、医療機関を受診
- 新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えてワクチン接種で発症・重症化リスクの低減



## 「鳥取県版 新型コロナ警報」 (10月18日現在)

**東部地区に「注意報」を発令しています。**

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	10/13～
中部地区	—	9/24 注意報解除
西部地区	—	10/9 注意報解除

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)  
<最大確保病床使用率(10/18)> 東部(20.4%)、中部(4.6%)、西部(13.4%)



## 西部地区に「感染拡大警戒情報」を発出

西部地区において、新規陽性者数の再拡大の傾向が見られることから、「感染拡大警戒情報」を発出します。

東部及び中部地区においては、下げ止まり傾向が見られることから、東部地区に「感染拡大警戒情報」、中部地区に「感染拡大注意情報」を発出しています。

特に、学校行事や部活動、スポーツ大会のほか、高齢者施設、医療機関、保育施設でも感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:100人/週 警戒:200人/週	②新規陽性者数 の前週比 【3日間累計】 注意:増加 警戒:1.5倍
東部地区	感染拡大警戒情報	9/15～	315.8人/週	1.18倍
中部地区	感染拡大注意情報	10/3～	137.1人/週	1.11倍
西部地区	感染拡大警戒情報	10/19～	209.8人/週	1.60倍

# 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（10月18日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数（対人口10万人/週）	239.8人 (1,327人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	14.5% (51/351床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	—	50%	

参考指標	数値（10月18日現在）
PCR陽性率（直近1週間）	13.2% (1,327人/10,072件)
感染経路不明割合（直近1週間）	確認中

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが10/18（火）に確認されたため、条例に基づき対応する。

## 1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
463	事業所	○	鳥取市	9名	10/13～17

## 2 患者対応

陽性者は、在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（463例目）

## 事業所

陽性者数	所在地
従業員9名	鳥取市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

## 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

## 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

＜ところとからだの相談窓口＞

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392